

令和8年度 京都市立松尾小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、児童の心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。
また、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであり、誰もが被害者にも加害者になり得るものであると捉える。
本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、児童が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
また、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ防止等の対策は、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
そして、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) いじめ対策委員会の構成（職名又は校務分掌）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(2) 役割

- ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・関係機関、専門機関との連携対応
- ・「悩みごとアンケート」の時期や内容の検討
- ・年間の取組についての見直し時期の決定
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

(3) 開催時期

定例委員会は、生徒指導部会として毎月1回開催
(緊急対応の場合は、構成員も含めてこの限りではない)

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(4) 児童・保護者への周知

朝会や学校便りにて周知

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・ 道徳の学習で得た心が温まる言葉を掲示。
- ・ どの子どもが、自分の持ち物を整理整頓し、管理しやすい場の工夫。
- ・ 心が落ち着かない時にクールダウンする場を共通理解。

イ 授業改善

- ・ 全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の充実を図る。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容やTT指導や少人数指導など学習形態の工夫を行う。
- ・ 学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組を推進する。
- ・ 全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・ 「互いに尊重し合い、共によりよく生きる子」の育成を目指し、道徳的価値の自覚と自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育むことができる授業の実践を進める。
- ・ 道徳の時間の内容・価値項目・ねらいを意識した授業づくりを行う。
- ・ いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした内容を取り上げた道徳の学習を行う。
- ・ 3年生対象に警察のスクールサポーターによる非行防止教室を実施する。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 宿泊学習など様々な学校行事を通して仲間づくりを行う。
- ・ 総合的な学習、生活科等を通して自他の生命を尊重する活動を推進する。
- ・ 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・ 地域やPTAとともに取り組む、あいさつ運動を実施する。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・ 異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成を図る。
- ・ 児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、各学年に伝達し、全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめについてのアンケートを実施し、「いじめ」の兆候の早期実態把握に努める。
- ・クラスマネジメントシートを活用して「いじめ」の実態把握と学級経営の見直しを図る。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

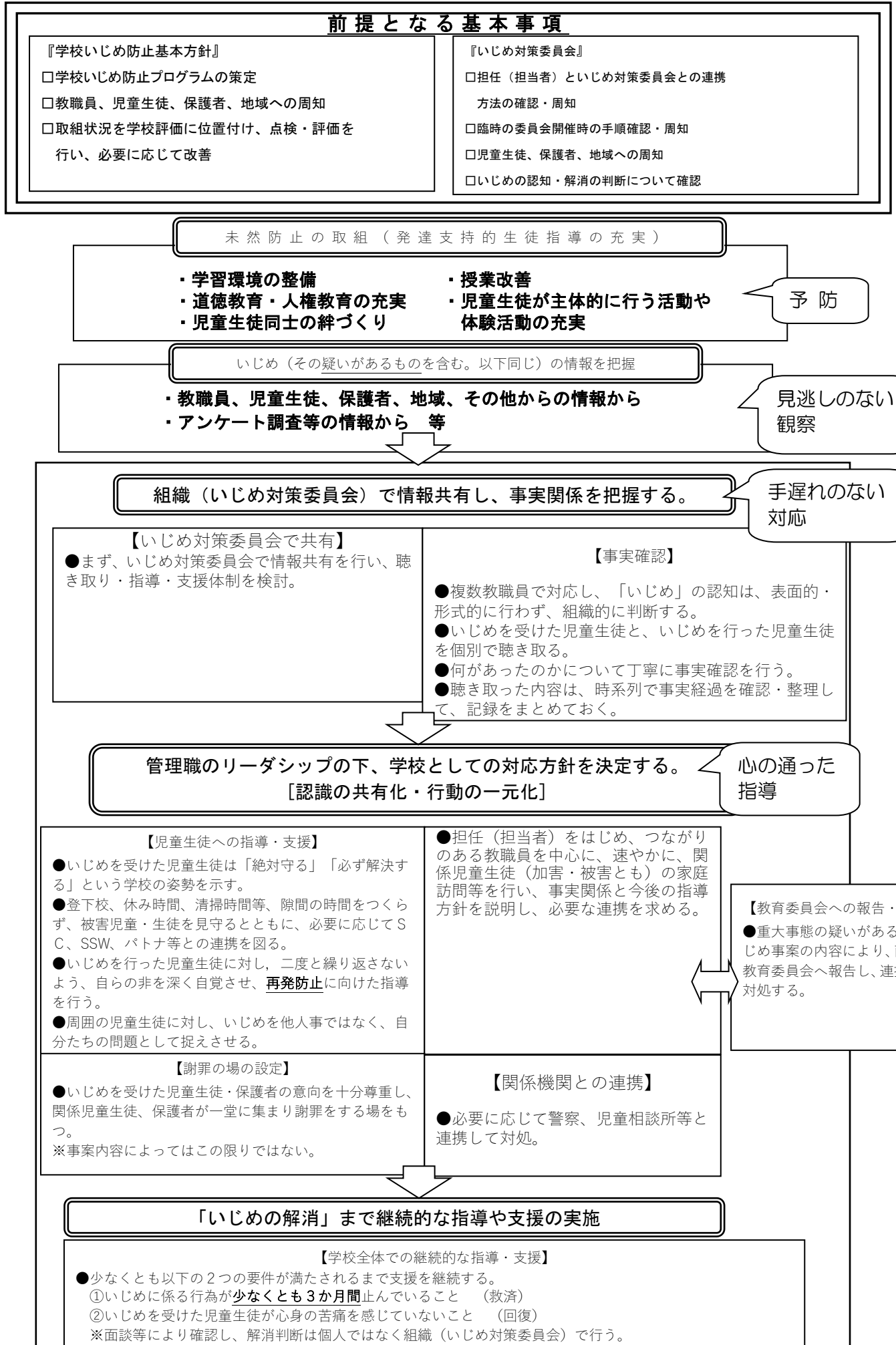
- ・登校時、休み時間、掃除中などに校内を巡視し、児童の見守り活動を行い、全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。
- ・各担任はアンケートの結果を把握し、それに基づいた積極的な相談活動を実施する。
- ・スクールカウンセラーとも連携をとり、教育相談を行う。
- ・案件によっては、スクールソーシャルワーカーにもつなぎ、児童の環境改善にもつとめる。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応



ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育の推進を図る。
- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導や地域、保護者への啓発に努める。
- ・京都府警察と連携して取り組んでいる非行防止教室における指導を活用する。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ① いじめに係わる行為が少なくとも三ヶ月間止んでいること
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- 学校全体で見守りながら、上記の①②の状態が確認できた場合に、いじめが解消したこととする。
- いじめの事案が解消した場合も、再発防止のため、情報を共有し、引き続き学校全体で見守っていく。

(4) 教職員の資質能力向上

ア 内容

- ・「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- ・教育委員会とも連携し、全教職員でいじめに対応できるよう資質能力の向上をはかる。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、5月、8月、2月に行う生徒指導研修会時に行う。
 - 「いじめに対する共通理解と基本方針の徹底」
 - 「子どもたちが安心して過ごせる学級経営について」
 - 「SCやSSWによるいじめや不登校を早期に発見し、未然に防ぐ視点について」
 - 「事例を基にした、具体的な対応」

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・学校ホームページや学校だより、学年だよりでの啓発活動。
- ・PTA本部会や学校運営協議会で議題の一つとし、いじめ問題や「学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。
- ・地生連での定例会において、「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解を図る。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議を行う。
- ・重大事態とは、
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<本校が調査主体の場合>

- ・本校のもとに重大事態の調査組織を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供を行う。
- ・京都市教育委員会へ調査結果の報告を行う。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組を推進する。

<京都市教育委員会が調査主体の場合>

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。年間予定のため、予定の変更をする場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	生徒指導部会① 生徒指導研修会「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	入学式 学級開き		授業参観・学級懇談会①
5	生徒指導部会② 生徒指導研修会「子どもたちが安心して過ごせる学級経営について」の共通理解	1年生を迎える会 いじめ対策委員会のメンバー紹介（朝会） 憲法月間の取組		憲法月間「学校便り」で啓発 個人懇談①（4月27日から5月1日まで）
6	生徒指導部会③ アンケート結果情報共有	5年花背山の家宿泊学習 6年修学旅行	いじめについてのアンケート（記名式）の実施	自由参観

7	生徒指導部会④ 年間の取組の見直し① 学校いじめプログラムの見直し① 不登校対策委員会①	夏休みの過ごし方についての話（朝会）	第1回クラスマネジメントシートの実施、 第1回学校評価アンケート 教育相談週間	個人懇談会②（7月11日から16日）
8	生徒指導部会⑤ アンケート結果情報共有 人権研修参加 SCやSSWによるいじめや不登校を早期に発見し、未然に防ぐ視点について			第1回学校評価アンケート結果と考察の伝達
9	生徒指導部会⑥			
10	生徒指導部会⑦ 「あたたかく見守る児童」中間報告	運動会 （マツリンピック）		学校運営協議会での説明
11	生徒指導部会⑧		いじめについてのアンケート（記名式）の実施 教育相談週間	人権学習の授業参観、懇談会
12	生徒指導部会⑨ 年間の取組の見直し② アンケート結果情報共有 不登校対策委員会② 学校いじめプログラム見直し②	人権月間の取組 冬休みの過ごし方についての話（朝会）	第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会③（12月15日～18日）
1	生徒指導部会⑩ アンケート結果情報共有		第2回学校評価アンケート	
2	生徒指導部会⑪ 学校評価アンケート結果情報の伝達 生徒指導研修会「事例を基にした具体的な対応」	図工展		第2回学校評価アンケート結果と考察の伝達 新1年入学説明会 授業参観・学級懇談会
3	生徒指導部会⑫ 年間の取組の見直し③ 学校いじめプログラムの見直し③ 不登校対策委員会③	6年生を送る会 卒業証書授与式		